

## 佐野市次世代自動車導入促進補助金交付要綱

(令和6年3月29日佐野市告示第100号)

(趣旨)

第1条 災害時の非常用電源として利用可能な蓄電機能を備えた次世代自動車の普及を促進し、もって本市における温室効果ガスの排出量の削減及び災害対応力の強化を図るため、次世代自動車を購入する市民に対し、市が予算の範囲内で交付する次世代自動車導入促進補助金（以下「補助金」という。）については、佐野市補助金等交付規則（平成17年佐野市規則第60号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 販売店 市の区域内に存する自動車を販売する店舗、事業所又は営業所をいう。
- (2) 次世代自動車 次のいずれかに該当する自動車をいう。
  - ア 電気自動車 搭載された電池（鉛電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車
  - イ プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池（鉛電池を除く。）によって駆動される電動機及び内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部電源からの充電が可能な検査済自動車
  - ウ 燃料電池車 水素を燃料とし、搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車
- (3) 検査済自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第60条第1項の規定により、自動車検査証の交付を受けた4輪以上の普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。
- (4) 初度登録 法第4条の規定による自動車登録ファイルに初めて登録すること（軽自動車にあつては、法第59条の規定による新規検査を受けること）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自家用として使用する目的で次世代自動車を購入し、当該車両に係る自動車検査証又は自動車検査証記録事項（以下「自動車検査証等」という。）に記載されている者であること。
- (2) 自動車検査証等の交付を受けた時点において本市の住民基本台帳に記録されている者であって、第7条の規定による補助金の交付の申請をする日において市の区域内に居住しているものであること。
- (3) 申請に係る補助対象車両（次条に規定する補助対象車両をいう。）について、既にこの告示による補助金の交付の決定を受けていないこと。
- (4) 佐野市税条例（平成17年佐野市条例第63号）、佐野市都市計画税条例（平成17年佐野市条例第64号）又は佐野市国民健康保険税条例（平成17年佐野市条例第65号）の規定により課された全ての市税（以下「市税」という。）に滞納がないこと。

（補助対象車両）

第4条 補助金の交付の対象となる車両（以下「補助対象車両」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 経済産業省が定めるクリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則別表1に掲げる補助対象車両であること。
- (2) 車両の外部に電源を供給できる機能を有し、又は外付けの給電装置を活用した車両の外部への電源供給が可能であること。
- (3) この告示の施行の日以後に登録された車両で、自動車検査証等に記載された登録年月日と初度登録年月日が同一であること。
- (4) 自動車検査証等に記載された車両の所有者及び使用者の住所並びに使用の本拠の位置が市の区域内であること。
- (5) 市の区域内に存する販売店で購入された車両であること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象車両の購入及び登録に係る費用とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象車両の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 電気自動車 10万円
- (2) プラグインハイブリッド自動車 5万円
- (3) 燃料電池車 10万円

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次世代自動車導入促進補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象車両の自動車検査証等の写し
- (2) 補助対象車両の売買契約書の写し
- (3) 補助対象車両の購入代金の領収書の写し（割賦払いによる購入の場合は、その契約書等の写し）
- (4) 補助対象車両のカタログ又は仕様書
- (5) 補助対象車両の保管場所の位置図
- (6) 補助対象車両の保管場所において、自動車登録番号が確認できるように撮影した補助対象車両の写真
- (7) 誓約書兼同意書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、補助金を交付することと決定したときは次世代自動車導入促進補助金交付決定通知書により、補助金を交付しないことと決定したときは次世代自動車導入促進補助金交付申請棄却通知書により申請者に通知する。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに、当該決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）の指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により第8条の規定による補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて、当該補助金を返還させるものとする。

(補助対象車両の譲渡等の禁止)

第12条 交付決定者は、補助金の交付を受けた日から起算して1年を経過するまでは、当該補助金に係る補助対象車両を第三者（同居する家族を除く。）に譲渡し、転売し、又は貸し付けてはならない。

(市への協力)

第13条 市長は、交付決定者に対し、市が進める地球温暖化対策に関する取組等について協力を求めることができる。

2 市長は、地震や風水害などの災害発生時において、補助対象車両を市の避難所等の非常用電源として無償で借用できるよう、交付決定者に協力を要請することができる。

3 交付決定者は、前2項の規定により市長から依頼又は要請を受けたときに自らが被災していない場合は、積極的にこれを受けるものとする。

(書類の様式)

第14条 この告示の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。